

令和元年 10 月 1 日

各 国 税 局 長
沖繩国税事務所長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）を下記のとおり改正したから、これによらるたい。

（理由）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）等の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

記

別紙「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のように改める。

ただし、改正法附則及び「消費税法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 317 号）附則の規定により、旧制度が適用されるものについては、なお従前の例による。

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第5項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、特定資産の譲渡等の対価の額、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額(当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に78分の100を乗じて算出した金額を除く。)は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(特定課税仕入れに係る消費税額)</p> <p>11-4-6 特定課税仕入れについても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、その場合における特定課税仕入れに係る消費税額は、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の7.8を乗じて算出した金額であることに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(資本的支出)</p>	<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第5項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、特定資産の譲渡等の対価の額、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額(当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額を除く。)は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(特定課税仕入れに係る消費税額)</p> <p>11-4-6 特定課税仕入れについても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、その場合における特定課税仕入れに係る消費税額は、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じて算出した金額であることに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(資本的支出)</p>

改正後	改正前
<p>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。）は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の<u>110分の100</u>に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>（貸倒れがあった場合の適用関係）</p> <p>13-1-6 簡易課税制度を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたこと（以下「貸倒れ」という。）により同項の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に法第39条第1項に規定する割合を乗じて算出した金額をいう。以下13-1-6において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について対</p>	<p>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。）は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の<u>108分の100</u>に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>（貸倒れがあった場合の適用関係）</p> <p>13-1-6 簡易課税制度を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたこと（以下「貸倒れ」という。）により同項の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に<u>108分の6.3</u>を乗じて算出した金額をいう。以下13-1-6において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について対</p>

改 正 後	改 正 前
<p>価の返還等をした場合)</p> <p>14-1-6 免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について、課税事業者となった課税期間において売上げに係る対価の返還等を行った場合には、当該対価の返還等については法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、この場合の法第9条第2項第1号《小規模事業者に係る納税義務の免除》、令第48条第1項第2号《課税売上割合の計算方法》又は第53条第3項第2号《課税売上割合が著しく変動した場合等》の規定の適用に当たっては、これらの各号に規定する消費税額に<u>78分の100</u>を乗じて算出した金額はないことに留意する。</p>	<p>価の返還等をした場合)</p> <p>14-1-6 免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について、課税事業者となった課税期間において売上げに係る対価の返還等を行った場合には、当該対価の返還等については法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、この場合の法第9条第2項第1号《小規模事業者に係る納税義務の免除》、令第48条第1項第2号《課税売上割合の計算方法》又は第53条第3項第2号《課税売上割合が著しく変動した場合等》の規定の適用に当たっては、これらの各号に規定する消費税額に<u>63分の80</u>を乗じて算出した金額はないことに留意する。</p>